

## 非正規労働者の願いにそむき「有期雇用にかかわる労働契約法改正法案要綱」労働側委員も無修正で了解！

3月16日、労働政策審議会労働条件分科会が開催され、2月29日に諮問された「労働契約法改正法案要綱」について、審議が行われました。

「法案要綱」は、有期労働を規制するどころか、「5年での雇止め」を拡げ雇用をいっそう不安定化するものです。しかし、労・使の委員から「法案要綱」について意見や質問が出されたものの、何ら修正されることなく、労使ともに了解。早ければ3月23日に法案が閣議決定され、国会に提出されることとなります。

全労連・パ臨連では抜本修正求め、下記の取り組みを予定しています。積極的な参加等よろしくお願ひします。

- 3月23日(金)14:00～16:00 **実効ある派遣・有期規制、被災地支援など雇用安定求める院内集会**  
会場：参議院議員会館 104 会議室(会場が衆議院から変更になっています)  
主催：労働法制中央連絡会、非正規センター
- 3月28日(水)正午～13:00 **有期雇用の抜本規制求める宣伝・シール投票**  
場所：JR御茶ノ水駅「御茶ノ水橋口」 主催：パ臨連
- 4月12日(水)14:45～16:30(時間は予定) **有期雇用とパート労働法の抜本改正・規制求める院内集会・議員政党要請**  
会場：衆議院第2議員会館第3会議室 主催：パ臨連

### 3月16日の主な質疑内容

「5年雇止め」を防止する本質的抜本的質疑はありませんでしたが、無期化を免れるために派遣や請負に一時的に切り替えてもクレーン期間にはならず通算されること、「期間の定めを理由とする不合理な労働条件禁止」に民事効があることは確認されました。

**労側**：無期労働契約の申込み時期が「契約期間が満了する日までの間」に限定されているが、建議にはなかったことだ。法文上明記すべきでない。

**事務局**：申し込みによって無期転換がなされるので、申し込むことのできる期間は明記すべきと考えている。「通算5年を超える有期契約」の初日から申し込む権利が発生するので十分な期間だ。

**労側**：そうした点を周知徹底してほしい。

**労・使側**：もっと簡潔な分かりやすい法律にせよ。

**事務局**：努力する。ただし、正確性も必要だ。

**労側**：無期化を免れるために、労働者を派遣や下請けに置き換えることが想定されるが、その期間は通算されるのか。

**事務局**：原則は同一の使用者との間の有期契約だが、同一の企業のもとで派遣や請負など形式的に使用者を変えることは法を潜脱しようとするものだ。その期間も含め通算される。

**使側**：それは裁判で判断されるものだ。

**事務局**：民事法規であり最終的には裁判で判断される。

**使側：**どの程度が無期に転換すると期待しているのか。

**事務局：**本人意思による申し出が要件であるから、どれだけが申し出るかは分からないが、5年を超えている有期雇用労働者は1200万人有期労働者の3割程度だ。

**公益：**有期労働者の3割が直ちに無期転換申し出の権利を持つわけではない。

**事務局：**法施行後に締結・更新された契約から5年のカウントをしていく。5年後に今のような構成になるとすれば3割ということだ。

**使側：**中小企業への配慮を。

**事務局：**企業規模による適用除外はない。分かりやすく周知していく。

**労側：**省令委任事項が2つ設けられているが、すべて法律に明記すべきだ。

**事務局：**できる限り法律に書くことが必要だが技術的事項であるので省令委任はやむを得ない。省令については法成立後に当分科会で検討していただく。

**労側：**雇止め法理の法定化にかかわり、「要綱」は更新の合理的期待を判断する時期を「契約満了時」と限定しているが、判例法理は判断する時期を限定していない。判例法理を後退させるものだ。

**事務局：**合理的期待の判断時期を明確にしたが、判例法理や建議を変更するものではない。

**労側：**いったん期待権が生じても、更新途中の変更で満了時に合理的期待がないようにすればいい、との誤解が生じないように十分周知してほしい。

**事務局：**立法趣旨など明確にしていく。

**労側：**「期間の定めを理由とする不合理な労働条件禁止」に民事効はあるのか。

**事務局：**民事効のある規定だ。不合理な労働条件は無効となり、基本的に無期の労働者と同じ労働条件とみなされ、損害賠償の対象となる。誤解のないよう解釈通達などを出していく。

**労側：**5年手前での雇止めが発生しないかどうか最大の問題だ。建議では「利用可能期間到達前の雇止めの抑制策の在り方については労使を含め十分に検討することが望まれる」とされている。施行までに実施すべきだ。

**事務局：**労使の協力もいただき、速やかに検討していきたい。

**労側：**総括発言として、この問題は全労働者の三分の一を占める非正規労働者の大半を占める有期雇用労働者にかかわる規制であり大変影響が大きい。本来、法案要綱は建議を忠実に反映すべきものだが、「要綱」の審議時間が十分取れなかった。今後は改善してほしい。

法案はたいへん複雑で分かりにくい。分かりやすく周知してほしい。

まだ懸念は払しょくされたわけではないが、国会で十分審議されることを期待し、「要綱」を了解する。

**使側：**規制が入ることに一貫して反対を表明してきたが、長く審議してきたものであり、「要綱」に懸念はあるが建議と同一の内容であり、了解する。